

国 地 契 第 3 6 号  
平成13年11月30日

最終改正 平成17年10月7日 国 地 契 第 8 1 号  
国 官 技 第 1 3 6 号  
国 営 計 第 8 4 号

各地方整備局総務部長 あて

大臣官房地方課長

#### 一般競争入札対象工事における契約保証金の額について

国土交通省直轄工事における契約保証金の額については、「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）別冊「工事請負契約書」及び「工事請負契約及び設計業務等委託契約における契約の保証に関する取扱いについて」（平成7年6月30日付け建設省会発第365号、建設省厚契発第30号）において規定されているところであるが、一般競争入札対象工事（政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用対象工事に限る。）の契約については、当分の間、下記のとおり実施することとしたので通知する。

#### 記

##### I 工事請負契約書

第4条第2項中「請負代金額の10分の1以上」を「請負代金額の10分の3以上」に読み替える。

第4条第4項中「請負代金額の10分の1」を「請負代金額の10分の3」に読み替える。

第46条第2項中「請負代金額の10分の1」を「請負代金額の10分の3」に読み替える。

##### II 工事請負契約及び設計業務等委託契約における契約の保証に関する取扱いについて

記中「請負代金額の10分の1」を「請負代金額の10分の3」に読み替える。

記5中「請負代金額の100分の5」を「請負代金額の100分の15」に読み替える。

別添3中「請負代金額の10分の1」を「請負代金額の10分の3」に読み替える。

##### III その他

入札説明書において契約保証金の額が請負代金額の10分の3以上である旨を明記するものとする。

附 則

- 1 この通達は、平成 13 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この通達は、この通達の施行の日以前において行われた公告その他の契約の申し込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。